

渋川市建設工事最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設工事は、原則として、競争入札に付する設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が200万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(予定価格等調書への記載)

第4条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格等調書（渋川市契約規則（平成18年渋川市規則第49号）様式第3号）に最低制限価格を記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、最低制限価格を設定したときは、指名通知書等に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知する。

(落札者の決定等)

第6条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の第2条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に執行伺いを発議する契約について適用し、施行日以前に執行伺いを発議した契約については、なお従前の例による。